

■ 協議記録 (※別紙次第の通り進行)

(1) 検討事項の要点について

□ 別紙説明資料1『景観協議会における検討事項の要点』を基に、本日の景観協議の議題内容について説明致しました。

■ この議題に関しては、ご意見・ご質問等はありませんでした。

(2) 三郷市景観計画骨子素案【検討】(第4章3、第6章～第9章)について

□ 別紙参考資料1『指摘事項と対応事項』を基に、別紙説明資料2『景観計画骨子素案』を用いて、前回の協議会指摘事項に対する対応事項について説明した後、同説明資料の第4章3及び第6章～第9章について検討を行いました。

■ 検討された内容を以下に示します。

① 新三郷ららシティ地区の既存施設における適用除外について

(副会長) 景観条例に関して既定のもので埼玉県条例の許可を得ているものについては今後色彩を維持していく分については、特に変更命令といったような強い対抗措置をとらないような規定があるという事で、既定のららぼーとやIKEAの施設は県条例の許可を得ているという考えでよろしいでしょうか。

(事務局) はい、その通り(市条例19条の適用除外となるもの)です。埼玉県の大規模景観基準の適合通知を出しています。

② 景観説明会における指摘事項の本編への反映について

(会 長) 別紙参考資料1「指摘事項と対応事項」の中の説明会の内容に関して、特に景観計画骨子素案では対応していないという事ですが、対応する必要がないということでしょうか。

(事務局) 事務局では、説明会における指摘事項については、特に対応すべき内容が無かったので、対応する必要がないという考えでいます。

③ 建築基準法と景観計画の整合について

(委 員) 別紙参考資料1「指摘事項と対応事項」の整理番号16“景観計画と建築基準法の整合”について、高さ、広さ、制限等については建築基準法との整合は取れるのかどうかというような事で、対応策として現在は考えておりませんという事は、どのように理解すれば宜しいのでしょうか。

(事務局) 対応事項の文章が適切ではないのですが、質問の趣旨が景観計画で高さや広さの制限をした方が良いのではないのかという質問があった後、その場合は建築基準法との整合を取るのかという事で、景観計画では高さや広さの数値的な制限は設けないという事で、現在考えておりませんと説明を致しました。

(会 長) 景観の規制は建築基準法の規制とは考え方が違うので、特に双方で矛盾が生じるという事はないですね。この対応事項の内容は修正願います。

(事務局) はい、修正致します。

④ 景観計画等策定前での誘導について

(副会長) 別紙参考資料1「指摘事項と対応事項」の整理番号20番については、質問が「三郷中央駅地区及び新三郷ららシティ地区は今の段階から誘導等を徹底したらどうか」という事でしたが、その回答として「…三郷市の景観計画及び景観条例に基いて誘導等を行う事ができるのは、平成23年4月(施行予定)以降になります。…」とありますが、既に独自の規定があるこれらの地区には、市が関与していく方策もあると思います。それまで全く市が関与しないと捉えられてしまう書き方をしない方が宜しいのではないのでしょうか。

(事務局) 新三郷ららシティについては、既に地区の景観計画を策定している中でそれに基づいて色彩や形態意匠にして頂いているという経緯があります。ららぼーととイケアの色彩については、若干その計画よりも届出が早かったため県の大規模基準を適用した背景があります。三郷中央駅地区については、都市デザイン報告書がありますが、詳細の基準は示されていないので、その辺が書きようがないと思いますが、まちづくり事業推進課の方で、プロジェクトを立ち上げてやっているという事もあるので書き方を少し変えたいと思います。

結 論

○ 同協議会における『三郷市景観計画骨子素案』の検討項目である第4章の3.「景観形成基準」及び第6章から第9章に関して、本説明資料の内容で決定致しました。

(3) 三郷市景観条例骨子【検討】について

□ 別紙説明資料3『景観条例骨子素案一覧表』及び別紙説明資料4『景観計画骨子素案』について説明した後、三郷市景観条例骨子について、検討を行いました。

■ 検討された内容を以下に示します。

⑤ 景観条例骨子素案のパブコメで示す内容について

(委 員) 別紙説明資料4「景観条例骨子素案」に関して、パブリックコメントでは同素案の条文だけ示すのでしょうか、それとも同素案内の説明書きや参考(法令)書きも含めた形で示すのでしょうか。

(事務局)パブリックコメントでは、景観条例の条文だけ示すと意味が分からない部分があるので、より分かり易く検討して頂くために参考(法令)書きも含めた形で提出する考えでいます。

⑥ 景観条例の題名修正について

(委員)別紙説明資料4「景観条例骨子素案」の先頭に“三郷市”を入れておいた方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)はい、修正致します。

⑦ 景観アドバイザーについて

(委員)別紙説明資料4「景観条例骨子素案」第25条2項で景観アドバイザーの指定要件等を定めていますが、これはまだ指定要件という事ではなく規則に定めていますということなので、この文言はこの形で良いのでしょうか、また指定要件等というものは細かく規則の方に載っているのかお聞かせ下さい。

(事務局)第25条2項で指定要件について記述しておりますが、景観アドバイザーの指定要件等を定めていますが、規則についてはまだ未作成なので、今後検討する考えでいます。

(事務局)また、指定要件等景観に関する様々な知識をお持ちの経験者や、そのような事業に携わっている方を想定しています。

⑧ 市民・事業者及び市の記述の順番について

(委員)P-1前文で「市・事業者及び市民がそれぞれの役割を認識し」とP-2目的で第1条では市民・事業者及び市になっており、またP-3基本理念第2条では、また戻って市・事業者及び市民になっているので並び順を統一した方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)三郷市自治基本条例では、市民が一番先頭になっているのですが、当初、市民・事業者及び市で統一していましたが、景観についてはまず市は何をすべきなのか、市がもっと積極的に関与して景観について広めていかなければいけないという事で、市を先頭にしました。次に、景観に大きな影響を与えるであろう事業者等にご協力頂きたいという事で市・事業者・市民という形にしたのですが、当初のまま残っている部分がありそのような形になりました。但し、同協議会でこの並びは市民を先頭にされた方が良いというご意見であればそれで修正したいと思えます。

(会長)確かに役割を見ると、市は市民及び事業者の景観計画を支えるとかいてあります。市民や事業者の方が中心になるというのは読めますが、(委員の皆様にお尋ねしますが)市民・事業者・市の順番の方が他の条例をみても適切かと思えますがいかがでしょうか

(各委員)同意された

(会長)では市民が先頭で、市が三番目にきて支えるという位置付けで宜しいですか

(事務局)はい、そのように修正致します。

⑨ “与えられた役割”の記述について

(委員)P-3基本理念第2条に「それぞれに与えられた役割」とありますが、この与えられたという意味合いはどのようなことなのでしょう。懸念している内容としては、第24条に表彰制度がありますが、与えられた役割を果たしたという事で表彰を受けられるのでしょうか。与えられたという書き方に懸念を感じます。

(事務局)表現が、好ましくないという事であればこれは削除しても良いのかなと思います。ここでの「与えられた役割」というのは、市民を含めたそれぞれが「役割を担う」という意味合いを表現しているように感じます。

⑩ 条例前文の内容について

(委員)P-1前文で「三郷市は“高度成長期に代表された近代的な思想による整備概念”を見直し」とあるのですが、近代的な思想による整備概念というのは、これから水と緑と街が調和して景観連鎖を生み出すことが近代的な考え方じゃないのかと、この書き方に多少違和感を持ちましたがどうでしょうか。

(事務局)景観は、どちらかというと近代的、現代的という考え方であるので、高度成長期に代表された近代的な思想による整備概念というのはとにかく居住地をつくり、家を増やさなければいけないというイメージかと思えます。例えば三郷団地であるというイメージがありますが、同整備概念を見直したからといってまちづくりをやめてしまっても良いのかという部分もあります。ここでの同整備概念を見直しというのは非常に行き過ぎであるという気がします。何か適切なものがあれば良いと思いますので、ご検討頂ければと思います。

(委員)三郷市は高度成長期、その下にも市の景観特性とちょっとくどくなってしまうので、であればその内容を、取ってしまっても意味は通るので、分かり易くなると思います。

(会長)その部分については修正案を検討して頂くという事で宜しくお願い致します。

(事務局)はい、修正致します。

⑪ 景観まちづくり活動の認定による支援等の明記について

(委員)第23条の景観まちづくり活動について、景観まちづくり活動は認定する事ができると記載されていますが、認定される事によって、どのようになるのか市民の立場から分からないのでその辺の説明を加えた方が良いと思います。例えば支援等について説明があれば良いと思いますがどうでしょうか。

(事務局) **事務局未回答**

⑫ 景観連鎖の定義付けについて

(会 長) 景観連鎖という言葉自体を定義しなければ何を表しているのかよく分からないので、基本的に多くの方に理解できるような表現にするべきだと思うので定義付け等の修正願います。

(事務局) 注) 当日の回答を補足するため、次の要約には、当日の回答に加えた記述を行っています。

総合計画や緑の基本計画等でも「水」と「緑」というのは三郷の最も根源的なまちづくりの要素だということを示されています。三郷市は良好な景観形成を図るため、基本目標を「自然(水・緑)と街(まち)が調和し」、「ほっとする景観づくり」としております(第3章の1基本目標参照)。「景観連鎖」の用語は、この基本目標の記述において用いており、そのなかで景観連鎖の概略の説明を行っています。また、そのイメージを伝えるための図も掲載しておりますが、改めて、次のように用語の説明を行います。

景観連鎖は、良好な景観形成の展開方法を示す景観用語として三郷市が用いるものです。景観連鎖は、目標とする「水・緑と街の調和」を景観形成の基本構成とし、その構成単位(輪)を鎖の輪のように連結させ、市全域に展開させていく方法です。

なお、基本目標にある「ほっとする景観」の意味合いについては、これまで特に具体的な記述は成されていませんが、次のように、「ほっと」と「ホット(Hot)」の二つの意味合いとして理解することができます。

●ほっと → やすらぎや、くつろぎ、おちつきのある景観 ⇒ 主に住居系区域

●ホット(Hot) → あたたかさや、にぎわい、活力のある景観 ⇒ 主に商業・業務系区域

(会 長) 重要なキーワードは、もう少し繰り返して出てくるといのが望ましいと思いますが、もし使用するのであれば意味が伝わるような表現に工夫して頂く必要があると思います。

⑬ 勧告及び命令における公表内容の明記について

(委 員) 第18条「勧告及び命令」第2項で、「規則で定めるところにより、その旨を公表することができる」となっていますが、これは規則に委ねる必要はあるのでしょうか。委ねるのであれば公表する中身(内容)についても載せるべきだと思います。参考に県の条例をみると規則に委ねていないので、委ねる必要がない気がするのですがどうでしょうか。

(事務局) 規則に委任する必要はないのかと思います。例えば、事業者の名前や従わない内容を記述したものを条例の中に謳って(議会で)承認頂くという事の方が良いのかなという部分もあります。

(会 長) 要は勧告や命令が最悪の場合ここに対応するという、最悪の場合はここで対応するからやらないで下さいという抑止効果を狙った方が良いと思います。公表する中身については、明確にしておいた方が効果が出るのではないかなという気がしますが、その点を考慮するという事をお願いします。

(事務局) はい、具体的にその辺は記述したいと思います。

⑭ 景観審議会委員と景観アドバイザーの兼任について

(会 長) 第26条6項に「景観アドバイザーに助言を求めため、当該者に景観審議会の出席を要請することができる」となっていますが、審議会の委員として景観アドバイザーを兼任している場合は最初から、出席していることになりませんが、そういう事があっても良いという考え方なのでしょうか。

(事務局) 第26条6項については、景観アドバイザーは審議会に入っていない場合という考えでおります。

(会 長) 景観アドバイザーの指定要件を規則に定める際に、その要件も付けるのですか。それは重複しないようにするとか、指定要件を規則で定める景観条例施行規則に書くとそこは本日決めなくても良いと思いますが、少し文章で書くのであればどこかに記載するべきだと思います。

⑮ 景観協議会会長と重点地区景観協議会会長の混同しない書き方について

(委 員) 第26条2項に「次に掲げるもののうちから市長が委嘱する委員をもって組織する」とありますが(1)、(2)、(4)は理解できるのですが、(3)の協議会会長はどういう意味合いでなっているのか、意味合いがよく分からないのですが、どういう意味で理解すればよいのでしょうか。

(事務局) ここで示している協議会会長というのは「重点地区景観協議会」の会長の事です。

重点地区協議会の第9条第6項に協議会会長の固有名詞を用いていますが、カッコ書きの「以下、協議会会長とする。」の記述漏れだと思われます。

(会 長) 第9条のところは書いてあったんですが6項の協議会会長のところで、誤解を招く可能性がある場合は、この26条の2の(3)については第9条の6項に委ねるという事を書くという事で宜しいでしょうか。

(事務局) はい、そのように修正致します。

結論

- 同協議会における『三郷市景観条例骨子素案』の検討項目は本説明資料の内容で決定致しました。
(但し後日、同協議会の指摘事項を修正した後、会長と副会長の確認要)